

政策学部・総合政策科学研究科学術資料の利用規程

2023年9月1日 制定

(一般規程)

第1条

政策学部・総合政策科学研究科事務室所蔵資料（以下、所蔵資料とする）は原則として、当学部・研究科専任教員および学生の、研究・学問の必要に応じて利用されるものである。

第2条

前条に支障を生じない範囲において、部外者の利用にも便宜をはかる。

第3条

所蔵資料は、多くの教員および学生が共用するものであるため、本利用規程を遵守し、他の利用者の研究・学問の妨げとならないように留意すること。

第4条

本規程に反するときは貸出停止の処置をとることがある。

第5条

貸出と返却はかならず本人が行うこと。

第6条

紛失や延滞の責任は借用した者が負うことになる。又貸しは絶対に行わないこと。

第7条

資料を紛失した場合は、同一資料または時価により弁償しなければならない。

第8条

書庫での談話・飲食を禁じる。

第9条

利用者が、貸出期間内にその身分を失った時は、貸出中の図書を直ちに返却しなければならない。

第10条

本規程の改廃は、研究・教育環境整備委員会で行い、研究主任は、教授会に報告しなければならない。

(細則)

利用時間および所蔵資料の利用資格等については、別に定める。

附 則

この規程は2023年9月1日から施行する。